

「歳末たすけあい運動」歳末支援金配分事業要項

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開するものです。

歳末たすけあい運動の期間中に集められた募金の配分の中で、町内に住民票を有し、支援を必要とする世帯に支援金を贈ります。

1、申請対象

以下に該当する方で申請を希望される方（生活保護世帯、施設入所者は対象になりません）

(1) ひとり暮らし高齢者

70歳以上でひとりで生活し生活困難な世帯（※参照1）。

(2) 重度の障害がある方がいる世帯

重度身体障がい児者及び知的障がい児者、精神障がい児者で、日常生活が困難な方及び介護が必要で、生活困難な世帯（※参照1）。

(3) ひとり親世帯で生活が困窮している世帯。

高校生以下の児童を扶養している次の世帯の方で生活が困窮している世帯

① 準要保護世帯

② 母子世帯で児童扶養手当を全額支給されている世帯

③ 父子世帯で ②に準ずる世帯（※参照2）

(4) その他【(1)～(3)に該当しない】、著しく生活が困窮している世帯。

①～③の対象に該当しない生活困難な世帯（※参照1）。

(※参照1) 生活困難な世帯とは

◎65歳未満の方は、所得税非課税世帯であることを基本的な条件とします。

◎65歳以上の方は、介護保険の所得段階の第1、第2、第3段階のいずれかに該当することを基本的な条件とします。

所得段階	対象となる方
第1段階の方	老齢福祉年金受給者（※1）又は前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人。
第2段階の方	世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額（※2）+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人。
第3段階の方	世帯全員が町民税非課税で、第1・2段階以外の人。

(※1) 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で受給要件を満たしている方が受けている年金です。

(※2) 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

(※参照 2) 児童扶養手当を全額支給されている世帯

- ・母と子1人の世帯 収入から給与所得控除等を控除した所得が 57 万円未満
- ・母と子2人の世帯 ” 95 万円未満
- ・母と子3人の世帯 ” 133 万円未満

2、支援金額

申請対象区分	支援額
(1) ひとり暮らし高齢者	1 世帯 7,000 円
(2) 重度の障害がある方がいる世帯	1 世帯 7,000 円
(3) ひとり親世帯で生活が困窮している世帯	1 人目 7,000 円 子ども 2 人目から 1 人あたり 3,000 円
(4) その他【(1)～(3)に該当しない】、著しく生活が困窮している世帯	1 人目 7,000 円 同居家族 2 人目から 1 人あたり 3,000 円

3、申請の方法

申請を希望される方は地区の民生委員児童委員または、白浜町社会福祉協議会に要項、申請書がありますので、必要事項を記入し、担当地区の民生委員児童委員または、白浜町社会福祉協議会へ申請してください。

4、必要書類

対象	必要書類
(1) ひとり暮らし高齢者	1) 申請書 (様式 1)
(2) 重度の障害がある方がいる世帯	1) 申請書 (様式 1)
(3) ひとり親世帯で生活が困窮している世帯	1) 申請書 (様式 2)
(4) その他【(1)～(3)に該当しない】、著しく生活が困窮している世帯	1) 申請書 (様式 2) 2) 世帯の所得がわかる資料 (所得証明書等) 3) 民生委員意見書

※ (1)～(3)の申請について、『民生委員意見書』は、原則必要ありませんが、特段の申請理由がある場合は、合わせてご提出をお願いします。

5、申請の受付期間

平成 29 年 11 月 10 日 (金) から平成 29 年 12 月 5 日 (火) 午後 5 時まで (締切厳守)

6、歳末支援金の決定は、

審査の上、決定いたします。

7、お問い合わせ

社会福祉法人 白浜町社会福祉協議会

白浜本部 (TEL 45-2711) 〒649-2324 白浜町十九淵 274 番地の 1
日置川支部 (TEL 52-2111) 〒649-2511 白浜町日置 197 番地の 1